

第4章 施策の展開

基本目標 I 男女共同参画の意識づくりとその啓発

1 男女共同参画に関する意識改革と啓発活動

■現状と課題■

- 男女共同参画社会の実現のためには、その意義について市民一人ひとりが正しく理解することが大切です。若い世代を中心に、徐々に生活様式や働き方についての考え方が変わってきていますが、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っている場面もあります。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が問題であると指摘されており、広く男女共同参画についての理解を促進する取組や、固定観念を打破するための取組を進めていく必要があります。
- 市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという」考え方について、『同感しない』が44.0%と、『同感する』の17.9%より高くなっています。一方で、家庭や職場など身近な場面において約4割、しきたりや慣習においては約7割が男性優遇であると感じています。年代や性別によっても意識の差があるため、対象に合わせた周知・啓発の方法を検討する必要があります。
- 職員意識調査では、業務で男女共同参画の視点から気をつけていることは「特になし」が約5割と高い状況です。幅広い分野で男女共同参画の視点が反映された行政施策が展開されるよう、職員を対象とした啓発事業等をより一層推進していく必要があります。

■施策の方向■

①男女共同参画についての情報の収集・提供及び啓発の推進

No.	施策の内容
1	男女共同参画社会づくりを進めていくために、国や県との連携を密にし、市民が手軽に男女共同参画に関する情報を入手し活用できるよう、インターネットや印刷物によって情報発信を行います。
	事業 ○インターネットによる情報発信【地域協働課】 ○チラシ・パンフレットによる情報発信【地域協働課】
2	男女共同参画に関する知識の普及や意識の変革を図るために、フォーラムや各種講座の開催など積極的に事業を展開していきます。
	事業 ○男女共同参画フォーラムの開催【地域協働課】

No.	施策の内容
3	市職員の男女共同参画の意識を向上させるために、男女共同参画の視点に立った職員研修の実施や男女共同参画に関する研修への職員派遣を行います。
	事業
	○職員研修 [秘書情報課] ○職員派遣 [秘書情報課]
4	図書館において、男女共同参画に関する図書等を市民へ提供します。
	事業
	○図書館において男女共同参画に関する図書の蔵書と貸出 [生涯学習課]

■ 数値目標 ■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
男女共同参画フォーラムの開催	年1回	年1回	地域協働課

2 家庭・学校における男女平等教育の推進

■現状と課題■

- 人生 100 年時代が到来する中、男女ともに仕事と家事・育児・介護に主体的に関わること、さらには仕事以外の活動の場や役割をもつことが、生涯にわたって豊かな人生をもたらします。
- 市民アンケート調査では、家庭での役割分担について、家事、育児等の負担が女性に偏っている状況がみられます。また、男性が家事、育児等に積極的に参加していくために重要なこととして、家庭内でのコミュニケーション、男性自身の抵抗感をなくすことや、周囲の理解が必要といった意見が多くなっています。男性の家事、育児等への参画を推進するための啓発が必要です。
- 次世代を担う子どもたちが男女共同参画について正しく理解し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく生きていくためには、男女共同参画の視点を取り入れた教育・学習を行うことが重要です。

■施策の方向■

①家庭における男女共同参画と平等教育の推進

No.	施策の内容
5	育児等への男性参加促進のため、男女ともに出産や育児に関する情報を得られるよう教室等の機会を設けます。
	事業 ○パパママ教室の充実【健康課】
6	男性の家事等への参加を促進するために、各種情報の提供や広報による啓発や、各種講座を開催します。
	事業 ○家族での調理講座(ありがと飯)【地域協働課】 ○男性向け生活講座の開催【生涯学習課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
パパママ教室への参加率	5.9%	10.0%	健康課

②学校における男女共同参画教育の推進

No.	施策の内容
7	教職員の各種研修会において、男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会の推進を図ります。
	事業 ○教職員への人権教育研修、男女共同参画教育の開催【学校教育課】
8	一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、自らの生き方などを考え、固定的な役割分担にとらわれず、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう、進路指導の充実に努めます。また、職場体験を通じ、職業意識、自立した生き方等について学び、性別に関わりがないキャリア教育を推進します。
	事業 ○職場体験の実施【学校教育課】
9	開かれた学校づくりを推進するとともに、さまざまな機会を通して、男女平等教育及び男女共同参画の浸透に向けて、家庭・地域に働きかけをします。また、男女混合名簿を継続し、ジェンダーレスな制服を取り入れ、男女平等教育の浸透に努めます。
	事業 ○男女混合名簿の推進【学校教育課】 ○ジェンダーレスな制服の導入【学校教育課】
10	性別に関わりなく子育て、介護に関わる意識づくりのため、保育実習やボランティア活動を通じて相互扶助意識を醸成していきます。
	事業 ○保育実習の実施【学校教育課】 ○ボランティア活動の実施【学校教育課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
役職別の研修会等での男女共同参画のテーマ取り上げ	未実施	各研修会 年1回	学校教育課
中学校の授業での保育実習の実施	100%	100%	学校教育課

基本目標Ⅱ あらゆる分野の女性活躍の推進

1 政策・方針決定過程への女性参画の推進

■現状と課題■

- 男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野の方針決定過程に男女がともに参加することが重要です。
- 国では、平成 28 年に「女性活躍推進法」、平成 30 年に「政治分野における男女共同参画推進法」が制定されるなど様々な法整備が進んでいます。さらに、「第 5 次男女共同参画基本計画」では「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」こととしています。
- 本市の審議会等における女性委員の割合は、令和 4 年で 25.4%となっており、国、愛知県と比較すると低くなっています。
- 市民アンケート調査では、管理職につくことについて、「望む(望んでいた)」が女性で 15.7%、男性で 36.8%と男女で大きな差があります。管理職以上に昇進することのイメージについて、男性と比べて女性で「仕事と家庭・地域活動の両立が困難になる」が高くなっています。政策・方針決定過程へ女性がさらに参画するため、働き手の意識改革とともに、キャリアアップできる環境整備を進めることが重要です。
- 事業所調査では、女性管理職を登用していきたいと回答する事業所が多くありましたが、事業所の規模や業種によって異なる課題があるため、環境整備に向けてはきめ細やかな支援が必要です。

■施策の方向■

①審議会等委員への女性登用の推進

No.	施策の内容
11	市の審議会や委員会に占める女性委員の割合を高め、女性のいない審議会等の解消に努めます。 審議会等の委員の構成について、繰り返し就任、職指定制などの任命のあり方を再検討し、委員の公募についても適宜導入していきます。
	事業 ○女性委員登用に向けた調整、環境整備【関係各課】

■数値目標■

指標	現状値 R4 年度	目標値 R15 年度	担当課
市の審議会等に占める女性委員の割合	25.4%	30.0%	関係各課

②管理職などへの女性登用の推進

No.	施策の内容
12	女性活躍推進法の普及を図り、女性がその能力を發揮できる職場環境をつくるため、ポジティブ・アクションの重要性について、事業主等の理解を深めていきます。
	事業 ○チラシ・パンフレットによる情報発信【商工課】 ○企業訪問による啓発【商工課】
13	市の管理職への登用については、性別にとらわれることなく、個々の職員の能力や適性を十分見極め、管理職にふさわしい人材の積極的な登用に努めます。
	事業 ○「碧南市における女性活躍推進法に関する特定事業主行動計画」に基づく、女性管理職の育成のための研修への派遣【秘書情報課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
市職員(一般行政職)の管理職(課長補佐級以上)に占める女性の割合	17%	30%	秘書情報課

2 地域・市民活動における男女共同参画の推進

■現状と課題■

- 市民アンケート調査によると、地域活動における役割分担では、会長などの役職、企画などの取り仕切りは男性が担当し、お茶くみ、調理などの補助的な役割は女性が担当しており、地域における政策方針過程に女性の参画が乏しい状況がうかがえます。
- 固定的な性別意識・習慣が残る地域においては特に意識が変化しにくいことから、男女共同参画が進みにくいと考えられます。少子高齢化による活動者の高齢化、若い世代の人材不足により、地域の活力が低下している状況の中、性別を問わずに誰もが活躍できる環境をつくっていくことが地域の活力向上にもつながります。
- 女性の視点を加えることが重視されている分野の一つに防災や災害対策があり、令和2年5月には、内閣府において「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。防災分野における多様なニーズやリスクへの対応力を高めるため、防災、災害時、復興時などの各段階において、意思決定の場及び現場における女性の参画拡大を一層図る必要があります。

■施策の方向■

①地域・市民活動への男女共同参画の推進

No.	施策の内容
14	男女共同参画に積極的に取り組む人や団体等の活動を支援し、相互のネットワークづくりを推進します。 また、地域における意識改革の担い手となる人材を育成するための事業に取り組んでいきます。
	事業
	○女性団体連絡協議会への支援【生涯学習課】 ○女性団体への支援【生涯学習課／商工課／福祉課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
女性団体向けの研修会及び勉強会の開催	年1回	年1回	生涯学習課

②防災分野における女性参画の促進

No.	施策の内容
15	自主防災会などの地域における防災の取組において、女性の参画を促進します。
	事業 ○自主防災会連絡協議会にて訓練等への女性の積極参加の促進【防災課】
16	避難所などにおいて女性の安全が確保されるよう配慮したり、女性の視点から求められる備蓄品などを整備します。
	事業 ○避難所運営、備蓄品等整備の際の女性意見の反映【防災課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
防災リーダー養成講座修了者に占める女性の割合	40.0%	50.0%	防災課

基本目標Ⅲ 多様な生き方を可能にする環境づくり

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

■現状と課題■

- 本市の市男性職員の出産・育児休暇等の取得率は令和4年度で100%、育児休暇のみの取得率は33%となっています。一方、市民アンケート調査では、同居している子どものいる男性で、育児休暇を「取ったことがある」と回答した人は8.5%にとどまっています。「育児・介護休業法」の改正や各種の制度の周知により、男性の育児休暇取得率は向上しているものの、実質的な男性の家事・育児等への参画に関してはまだ十分ではありません。
- 市民アンケート調査では、男性が育児や介護のための休業制度をとることを社会的に進めるべきと考える人が約7割となっており、意識の改革は進んでいると考えられますが、育児休業や子の看護休暇、介護休業・休暇を「取りたかったがとったことはない」人の理由として、「職場に休める雰囲気になかったから」、「自分の仕事には変わりの人がいなかったから」が高くなっています。また、ワーク・ライフ・バランス実現のためには、男女とも「職場の理解」が最も多くあげられており、仕事と家事・育児等の両立ができる働きやすい環境の整備のため、事業所等への周知啓発が重要です。
- 市民意識調査では、男女共同参画社会を実現するために市がすべきことについて、全体では「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」の割合が高くなっています。働く男女を支える各種福祉サービスの充実が求められます。

■施策の方向■

①ワーク・ライフ・バランスの普及

No.	施策の内容
17	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動において、自ら希望するバランスで充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて市民・事業所に啓発を行います。
	事業 ○ワーク・ライフ・バランスに関する制度等の周知・啓発 [地域協働課]

■数値目標■

指標	現状値 R5年度	目標値 R15年度	担当課
ワーク・ライフ・バランスの認知度	73.7%	80.0%	地域協働課

②多様な状況に対応した子育て・介護支援

No.	施策の内容
18	多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、さまざまな保育サービスの充実に努めます。また、利用しやすいよう保育サービスの相談体制を整え、情報の周知に努めます。
	事業 ○保育園における延長保育、休日保育、一時預かり保育、幼稚園における預かり保育や病後児保育などの実施【こども課】 ○保育サービスに関する窓口相談の実施【こども課】 ○保育サービスの情報の周知【こども課】
19	児童クラブ、子育て支援センターなど子育てサポートの制度を充実します。
	事業 ○児童クラブの実施【こども課】 ○子育て支援センターの実施【こども課】 ○保育アシスタントや児童クラブの支援員への各種研修の受講を推進【こども課】 ○ファミリーサポートセンター事業の周知【こども課】
20	家族介護者の社会参画も可能となるよう、利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な供給に努めます。
	事業 ○居宅サービスの充実【高齢介護課】 ○地域密着型サービスの推進【高齢介護課】 ○施設サービスの推進【高齢介護課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
子育てガイドブックの発行及び広報掲載	年1回	年1回	こども課
LINE配信による子育て支援センターの情報配信	月1回	月1回	こども課

③職場における両立支援の促進

No.	施策の内容
21	市職員が育児・介護休業制度を男女が等しく取得できるよう男性の育児・介護休業取得に対する意識啓発を進めます。
	事業 ○「育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」を活用した休暇の周知と活用促進 [秘書情報課]
22	仕事と子育ての両立や職員の健康保持・増進等、ゆとりある生活の実現のために、ノー残業デーを設け、市職員への周知を行います。
	事業 ○時間外労働削減の推進 [秘書情報課] ○毎月19日の「育児の日」の定時退庁の周知 [秘書情報課]
23	仕事と家庭の両立について社会の理解を深めるとともに、職場優先の企業風土を見直し、労働者の家庭的責任に配慮した取組の周知・啓発・促進を図ります。
	事業 ○ファミリー・フレンドリー企業関連のチラシ・ポスターによる啓発 [商工課] ○あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発 [商工課] ○総合評価落札方式入札における評価項目の追加 [資産活用課]

■数値目標■

指標	現状値	目標値	担当課
	R5年度	R15年度	
市男性職員の出産・育児休暇等の取得率	100%	100%	秘書情報課
愛知県ファミリー・フレンドリー企業、あいち女性輝きカンパニー登録数	37社	45社	商工課

2 就業支援と就業環境の改善

■現状と課題■

- 近年、女性の社会進出はますます進み、令和元年には「女性活躍推進法」が改正されるなど、働く場における様々な女性活躍支援が展開されています。
- 市民アンケート調査では、女性が職業をもつことについて、「子どもができて、ずっと職業をもち続けるほうがよい」と回答する割合が最も高くなっています。一方で、「働きたいけれど、仕事をやめざるを得なかった」ことがある人が女性で43.5%と、男性の11.9%に比べて高くなっています。また、その理由として、女性では「家事や育児をする人がいなかった」が最も高くなっており、家事や育児等のケアワークが女性に偏っていることにより、女性の活躍を阻んでいることがうかがえます。
- 女性は非正規職率が高く、雇用の安定性や継続性、キャリア形成など、実質的な男女格差はいまだ大きい状況です。働く場におけるジェンダー平等の実現や、女性が働きやすい環境の整備など、女性の就業機会の拡大に向けた取組が引き続き重要になります。
- 農林水産業の発展のためには、女性の主体的な参画が求められます。知識・技術の習得や能力向上を図る支援体制等により、女性の活躍の機会を広げる必要があります。

■施策の方向■

①男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発の強化

No.	施策の内容
24	事業主や労働者及び市民に対し、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等の労働関係法規の周知を図り、法に沿った雇用管理の改善を促進します。
	○労働関係法規に関連のチラシ・ポスターによる啓発 [商工課]

■数値目標■

指標	現状値 R5年度	目標値 R15年度	担当課
広報へきなんによる労働関連施策の周知	未実施	年1回	商工課

②就業・起業・再就職へのチャレンジ支援

No.	施策の内容
25	個々人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方ができるよう、国、県や関係機関と連携し、就労に関する様々な情報の提供を行います。
	事業 ○合同企業説明会の開催【商工課】 ○ハローワークの情報提供【商工課】
26	出産、育児、介護などで退職し、再就職を希望する人に対して、情報提供を行うなど支援に努めます。また、起業に対する支援を行います。
	事業 ○合同企業説明会の開催【商工課】 ○県事業「女性起業家育成・促進事業」の周知【商工課】 ○商工会議所での起業支援(創業チャレンジ補助金)に関する周知【商工課】 ○ハローワークの情報提供【商工課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
合同企業説明会の開催	年2回	年2回	商工課

③農業・漁業における女性活躍の推進

No.	施策の内容
27	農業・漁業に従事する女性については、女性グループの育成を図るとともに、会員間の交流活動を支援し、技術・知識のレベルアップに努めます。
	事業 ○女性の農業、漁業従事者のグループ育成、交流促進【農業水産課】 ○漁業協同組合女性部の活動支援【農業水産課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
愛知県農村生活アドバイザー協会碧南地区の会員数	8名	8名	農業水産課

基本目標Ⅳ 人権を尊重し、安心して健康に暮らせる社会づくり

1 DV(ドメスティック・バイオレンス)等あらゆる暴力の根絶

■現状と課題■

- 性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等は、深刻な人権侵害の問題です。また、近年ではSNS等のインターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力も発生しています。
- 令和元年に改正された「DV防止法」では、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されており、DV被害者支援と児童虐待対応との連携の強化が求められています。
- 市民アンケート調査では、暴力を受けた人のうち、「誰にも相談しなかった」割合は、4割弱みられ、被害が潜在化している可能性が考えられます。また、DVの相談窓口の認知度は約5割にとどまっています。
- 市職員調査では、市民から配偶者や恋人からの暴力について相談を受けたことがある人のうち、「緊急性などの判断に迷った」「どこの専門機関につながればよいかわからなかった」が上位となっています。
- 性別に基づくあらゆる暴力の根絶のために、正しい知識の普及や啓発を推進するとともに、被害者の早期発見・早期対応のための相談体制の充実、連携体制の構築を図る必要があります。

■施策の方向■

①DV等に関する啓発活動の推進

No.	施策の内容
28	DVやストーカー行為、性犯罪、売買春、児童虐待など女性や子どもに対する暴力の根絶に向けての啓発活動など、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進します。
	事業 ○DV等に関する正しい知識の普及【こども課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
啓発チラシの配布	未実施	常時	こども課

②相談体制の充実

No.	施策の内容
29	DV等に関する相談について、各種市民相談において対応するとともに、必要に応じて県等の相談窓口の情報提供を行います。
	事業 ○法律相談、市民相談の実施【市民課】 ○DV相談機関に関する情報提供及び被害者が相談しやすい環境づくりの推進【こども課】 ○高齢者虐待防止法に基づいた対応【高齢介護課】 ○障害者虐待相談の実施【福祉課】
30	DV等の被害者支援に向け、福祉、保健、医療、教育、警察など関連機関との連携を密にし、問題の早期発見・早期解決に向け、努めます。
	事業 ○DV相談窓口の設置の検討【市民課】 ○DV等の被害者支援に向け、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関との連携強化【こども課】 ○高齢者虐待防止法に基づいた対応【高齢介護課】 ○障害者虐待相談の実施【福祉課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
DV相談窓口の周知	未実施	常時	こども課

③ セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進

No.	施策の内容
31	セクシュアル・ハラスメントの概念の普及啓発に努め、防止対策が講じられるよう事業主などに働きかけ、セクシュアル・ハラスメントが起きない職場環境づくりを働きかけます。
	事業 ○セクシュアル・ハラスメントに関するチラシ・ポスターによる啓発【商工課】 ○ハラスメント防止研修の実施【秘書情報課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
ハラスメント防止研修の実施	年1回	年1回	秘書情報課

2 様々な困難を抱える人への支援

■現状と課題■

- 女性であることに加えて外国人であること、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること等の理由から、多様化・複雑化・複合化する課題を抱える人々が、自分らしく安心して暮らすことができるような環境整備や支援が重要です。
- 令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。男女の経済格差に起因する生活困窮の問題や性暴力・性犯罪被害、家庭問題や孤独・孤立などの多様な問題を抱える女性への支援を、関係機関等と連携しながら進めていく必要があります。
- ジェンダー平等の実現に向けては、多様な性のあり方に関する社会的な理解の促進が必要です。市民アンケート調査では、LGBTQ等（性的少数者）の認知度は全体で66.5%となっていますが、年代や性別では偏りがみられます。愛知県では、「ファミリーシップ制度」を令和6年4月に開始予定であり、本市においても性的少数者等に対する理解を深めるための環境づくりを推進する必要があります。

■施策の方向■

①外国人市民の自立支援

No.	施策の内容
32	外国人市民に対する生活支援のため、多言語による情報提供や相談業務を実施します。
	事業 ○外国人市民の相談窓口の充実【地域協働課】
33	外国人市民が円滑に生活を送ることができるよう、外国人市民のための日本語教室を開催します。
	事業 ○日本語教室の開催【地域協働課】

■数値目標■

指標	現状値 R5年度	目標値 R15年度	担当課
外国人市民相談件数	8,567件/年	9,000件/年	地域協働課

②困難を抱える女性への支援

No.	施策の内容
34	性的な被害や経済的困窮、社会的孤立等、様々な困難を抱える女性へ支援を行います。 また、県の相談窓口の周知を行います。
	事業
	ODV相談ナビ等、相談機関の周知 [こども課]

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
女性相談センターの周知	未実施	常時	こども課

③多様な性に関する理解促進

No.	施策の内容
35	県が導入する、ファミリーシップ制度の周知を行います。
	事業
	〇県のファミリーシップ制度の周知 [市民課/地域協働課]

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
広報へきなんによるファミリーシップ制度の周知	未実施	年1回	地域協働課

3 性差を踏まえた生涯にわたる健康づくりへの支援

■現状と課題■

- 心身の健康のために主体的に正しい知識や情報を入手することは、生涯を通じた健康の保持・増進に欠かせないものです。特に女性は妊娠や出産等、心身の状態が年代に応じて大きく変化し、男性とは異なる健康上の問題に直面します。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち、性や妊娠に関し自ら意思決定できること、健康状態に応じて的確に自己管理ができることが重要です。
- 特に若い世代は、生涯における健康の基盤となる心身を形成する重要な時期であり、幼児期から思春期における発達段階に応じた学習機会の充実が重要です。

■施策の方向■

①生涯にわたる健康づくりへの支援

No.	施策の内容
36	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について、広く社会全体の気運が高まるよう、男女共同参画社会づくりの様々な機会を通じて普及啓発を図ります。
	事業 ○インターネットによる情報発信【地域協働課】 ○チラシ・パンフレットによる情報発信【地域協働課】
37	生涯にわたる健康維持のために定期的な健康診査の受診を勧奨するとともに、健康教育等、健康づくりの支援を行います。 子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、検診受診率及び精密検査受診率の向上に取り組んでいきます。
	事業 ○不妊治療への支援【健康課】 ○健康診査、健康教育、健康相談の実施【健康課】 ○がん検診の受診勧奨【健康課】

■数値目標■

指標	現状値 R3 年度	目標値 R15 年度	担当課
子宮頸がん精密検査受診率	61%	70%以上	健康課
乳がん精密検査受診率	85%	85%以上	健康課

②学童期・思春期における健康づくりへの支援

No.	施策の内容
38	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点の概念を重視しつつ、安全な妊娠や避妊、思春期の身体や性、命の尊さを前提とした中絶など性と生命に関わる学習機会を提供していきます。
	事業 ○学校における心の健康、性教育の実施【学校教育課】
39	学校における「保健体育」の中で、心の健康、生活習慣の乱れ、性に関する問題などの現代的課題について学習指導内容の充実を図るため、各種研修会を通し意義や重要性の啓発を図ります。
	事業 ○男女共同参画に関する教員研修の実施【学校教育課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
心の健康、性教育の授業の実施	100%	100%	学校教育課

③妊娠期・出産期における健康づくりへの支援

No.	施策の内容
40	全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるように、健康教育および妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援の充実に努めます。
	事業 ○妊娠・出産・育児における切れ目ない支援事業の充実【健康課】
41	女性の生き方の多様化にあわせ、あらゆる妊娠・出産に対し、相談に対応できるよう支援体制の充実に努めます。
	事業 ○妊婦相談【健康課】 ○妊産婦健康診査の受診勧奨【健康課】 ○産後ケア等の地域資源の周知【健康課】

■数値目標■

指標	現状値 R5 年度	目標値 R15 年度	担当課
母子健康手帳交付時の保健師（専門職）による面接率	100%	100%	健康課